

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 46(オ)90	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	所有権確認等請求	原審事件番号	昭和 39(ネ)2293
裁判年月日	昭和 49 年 11 月 14 日	原審裁判年月日	昭和 45 年 10 月 29 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 28 卷 8 号 1605 頁		

判示事項	<p>一、共同代表の定めと特定の事項について共同代表取締役の意見が合致した場合における代表権行使の委任</p> <p>二、契約が共同代表の定めに違背し無効であると主張することが信義則に反し許されないとされた事例</p>
裁判要旨	<p>一、特定の事項について共同代表取締役の意思が合致した場合において、代表取締役のある者が他の代表取締役に右意思を外部に表示することにつき代表権の行使を委任することは、共同代表の定めに反しない。</p> <p>二、会社に甲乙、丙の代表取締役があり、共同代表の定めがあるにもかかわらず、甲、乙のみによつて会社所有の物件が売却された場合において、会社が甲の財産の保全、運営のために設立されたものであり、乙、丙はいずれも甲と内縁関係にあつて、会社の業務は専ら甲によつて運営され、実質的には共同代表が行われておらず、右売却にあつて甲が丙の合意もあると買主を信じさせるような言動をし、かつ、契約締結後約五年の間会社において右契約が無効であるとの主張をしなかつた等判示のような事情があるときは、会社が右売買契約を共同代表の定めに違背し無効であると主張することは、信義則に反し、許されない。</p>

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人らの負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人曾根信一の上告理由第二点、第四点及び第五点について。</p> <p>所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。それゆえ、論旨は採用することができない。</p> <p>同第一点について。</p> <p>会社に数人の代表取締役があり、共同代表の定めがある場合には、代表取締役は共同して代表権を行使することを要し、一部の代表取締役によつてされた代表行為は、原則として無効であり、また代表取締役が他の代表取締役に代表権の行使を委任することも許されないものと解すべきである。</p> <p>しかし、<u>共同代表の定めは、共同代表取締役間の相互牽制によつて代表権行使の適正化をはかり、会社の利益を保護しようとするものであるから、会社の利益が害されるおそれのないよ</u> <u>うなときにまで、代表取締役がすべての代表行為を共同してすることを要し、他の代表取締役</u></p>

に代表権の行使を委任してはならないものとまで解する必要はない。そして、代表取締役らの間で特定の事項についての意思が合致した場合、代表取締役がこれを外部に表示することだけを他の代表取締役に委任し、受任した者において会社を代表して意思表示をしても、格別会社の利益を害することはないから、右のような委任及びこれに基づく代表取締役の代表行為は、共同代表の定めを反しないものというべきである。

これを本件についてみるに、原審の適法に確定したところによると、上告人A 1株式会社の代表取締役はD、E、Fの三名であり、共同代表の定めがあつたが、本件(1)の土地及び(2)の建物（一審判決添付第一目録(1)、(2)の物件）に関する売買契約の締結については、右代表取締役全員の意思が合致し、かつFが右売買契約の意思表示をすることをDに委任したので、同人及びEにおいて会社を代表して右契約を締結したというのであるから、これを共同代表の定めを反する無効な行為ということとはできない。

以上のとおりであり、右と同旨の原審の判断は正当であつて、論旨は採用することができない。

同第三点について。

原判決によると、上告人A 2株式会社の代表取締役はD、E、Gの三名であり、共同代表の定めがあつたが、本件(3)の建物（一審判決添付第一目録(3)の物件）に関する売買契約は、DとEにおいて同社を代表して締結し、Gは、これに関与せず、かつ右契約の締結をDらに委任したこともなかつたというのであるから、Dらの右契約の締結は、共同代表の定めを反するものといわなければならない。

しかしながら、原審の適法に確定したところによると、右上告人会社は、Dが自己の財産の保全及び運用をはかるために設立したものであり、専ら同人によつてその業務が運営されており、E及びGは、いずれもDと内縁関係にある者であつて、これらの者は共同代表取締役とはなつていたが、現実に実質的な共同代表は行われておらず、共同代表の定めは有名無実であつたのであり、被上告人Bは、右売買契約を締結するにあたり、Gの意思をたしかめるためDにGを連れてくるよう求めたところ、Dから、Gは肺結核のため来られないが同人は自分の内妻であるから間違いはない旨云われたので、Gの合意もあると信じて契約を締結したのであり、その後本訴提起にいたる約五年の間、右上告人会社は共同代表の定めを反し右契約が無効である等と主張したことはなかつたというのであつて、右事実関係に照らすと、被上告人Bが右契約の締結にGの合意があると信じたとしてもやむを得ないものであり、一方右上告人会社は、その主宰者であるDがGについて前記のように述べ、被上告人Bを信用させて契約を締結しながら、その後長期間なんら契約の瑕疵を主張しなかつたのに、共同代表の定めを反していることを奇貨として右契約の無効を主張しているものというべきであつて、右のような主張は、信義則に反し、とうてい許されないものといわなければならない。

以上のとおりであるから、右と同旨の原審の判断は正当である。また、上告人A 1株式会社も信義則上本件(1)の土地及び(2)の建物に関する売買契約の無効を主張することができないことは右と同様であり、これと同旨の原審の判断も正当である。論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 藤林益三 裁判官 下田武三 裁判官 岸盛一 裁判官 岸上康夫)

※参考：判例タイムズ 316 号 183 頁、判例時報 762 号 97 頁、金融商事判例 437 号 2 頁、
不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO147 頁